簡易課税のみなし仕入率 早見表

出典：国税庁 No.6509 簡易課税制度の事業区分（2026年11月14日に確認）。申告するときは、その時点の国税庁の案内で確かめてください。

事業区分	みなし仕入率	当たる事業	例
第1種事業	**90%**	卸売業（他の者から購入した商品を、性質や形状を変えずに他の事業者に売る事業）	仕入れた商品を事業者に売る、業務用の販売で、事業者への販売であることが帳簿などで明らかなもの
第2種事業	**80%**	小売業（仕入れた商品を、性質や形状を変えずに売る事業で第1種以外のもの）、飲食料品を生産する農業・林業・漁業	仕入れた商品を消費者に売る、飲食料品になる農産物・水産物の販売、食料品店が店で行う軽い加工
第3種事業	**70%**	農業・林業・漁業（飲食料品の譲渡を除く）、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業（加工賃などを対価とする役務の提供を除く）	自分で作って売る（製造小売）、請け負った建設工事（全部を外注する場合を含む）、製造問屋、新聞・書籍の発行・出版
第4種事業	**60%**	第1種・第2種・第3種・第5種・第6種のどれにも当たらない事業	飲食店業、加工賃などを対価とする役務の提供、事業で使っていた固定資産の売却
第5種事業	**50%**	運輸通信業、金融業・保険業、サービス業（飲食店業を除く）	運輸・通信、金融・保険、サービス業（飲食店業を除く）
第6種事業	**40%**	不動産業	事務所・店舗の貸付け、不動産の仲介

売上税額 × みなし仕入率 が控除する税額です。事業区分は取引ごとに判定し、区分していない売上には営む事業のうち一番低い率を使います。